

石綿作業主任者技能講習 案内書

法律根拠

- 労働安全衛生法第14条では、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものは、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならぬと定められています。
- そして、労働安全衛生法施行令第6条第23号により、石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他のものを取り扱う作業（試験研究のための作業を除く。）や石綿分析用資料等を製造する作業が、石綿作業主任者を選任すべき作業であると定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、その作業に従事させる際に必要となる石綿作業主任者の資格を取得していただくためのものです
- また、石綿作業主任者技能講習を修了した者は、一般建築物石綿含有建材調査者（実務経験年数不問）、特定建築物石綿含有建材調査者（別途、実務経験年数5年以上が必要）の受講資格が得られます。



受講資格

特になし

受講科目・講習時間

学科講習：健康障害及びその予防に関する知識(2H)、作業環境の改善方法に関する知識(4H)、保護具に関する知識(2H)、関係法令(2H)

修了試験：全ての講義終了後に実施(1H)

受講料金

… 令和7年12月3日現在

一般：受講料 11,000円、テキスト代 2,090円、合計 13,090円
会員：受講料 11,000円、テキスト代 1,680円、合計 12,680円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。